

提出 令和8年5月27日



一般質問通告書

一括方式

一問一答方式

質問
順番

10

東海村議会議長 吉田 充宏 様

議席番号 5 番 議員氏名 阿部 功志

質問事項 (件名)	(1) 見直した後の避難行動要支援者の数は	答弁者
要旨 (具体的に) 個別避難計画について、実際に名簿に登録する避難行動要支援者について伺う。 「個別避難計画」とは、原子力災害だけでなく、災害時に自力での避難が難しい高齢者・障がい者など要支援者の避難場所・支援者・避難方法などを事前に決めておく計画のことで、茨城県内で作成の対象となる住民は、10万4,267人(25年4月時点)にのぼる。県は同意を得られた住民に絞って報告することを各自治体に容認していたが、4月に内閣府からの通知があって各自治体が見直した。 本村の見直した後の避難行動要支援者の数及びその内訳を伺う。 【資料請求】 東海村の避難行動要支援者数及びその内訳 (最新の数)		

質問事項 (件名)	(2) 原発再稼働による村の経済効果は	答弁者
要旨 (具体的に) 東海第二原発の再稼働を望む人は、原発が動くと村に経済効果があるという。村長もそれを期待していると伺われる。無論、金銭的に裕福になれさえすればそれでよいというものではないが、さしたる根拠もなく村が豊かになると信じて再稼働を進めるのであれば、危険性を伴う事業である以上、いかがなものか。 当然、事故の危険性をしのぐに余りある経済効果の試算をしているから再稼働を主張するはずだが、村はその説得力あるデータを持っているか。 あれば示していただきたいが、いかがか。		

乙 表

氏 名	阿部 功志	No. 2
-----	-------	-------

質問事項 (件名)	(3) 広域避難計画に基準も認定機関もないが	答弁者
<p>要旨（具体的に）</p> <p>市町村の策定する広域避難計画は、「地域防災計画」「災害対策基本法」「原子力災害対策特別措置法」に計画策定の明確な規定がない。「防災基本計画」や「災害対策指針」に照らして妥当かどうかを認定する基準はなく、その認定機関もない。それで計画の妥当性に対する疑問の声が村民から上がっている。</p> <p>実際、作成者である自治体は、自分たちで「できた」と決めてしまえば未整備・不備な点が多岐にわたって指摘されようと、今後の課題として県や国に投げてしまっている。これは避難というものを軽視した姿勢の表れであり、避難当事者に対する配慮が十分とは言えない。ひとまず「策定した」ということにして、それを根拠に「避難計画ができているから再稼働の条件はクリアした」となっては、無責任のそしりを免れない。</p> <p>今後の避難計画への取組を含めた、村長の考えを伺う。</p>		

質問事項 (件名)	(4) 小中学校のPTAの実情は	答弁者
<p>要旨（具体的に）</p> <p>基本認識としてPTA加入は任意である。しかしほとんどの保護者が加入している実情がある。役員のなり手の問題、その仕事の内容、予算の使途などについて伺う。</p> <p>① 各学校の会費はどのようなか。予算の使い道はPTAが負担するに適切かどうかの基準は明確になっているか。</p> <p>② 役員の選出、役員の仕事などで、どのような課題があるか。</p> <p>③ 本来、加入は任意だが、実態としては全員加入か。またその課題をどのように認識しているか。</p> <p>④ 加入の問題、活動内容などに対して保護者からどのような声があるか。</p>		

乙 表

氏 名	阿部 功志	No. 3
-----	-------	-------

質問事項 (件名)	(5) 原電が裁判で無断録音の不正、村長の受け止めは	答弁者
<p>要旨（具体的に）</p> <p>日本原電が訴えられている裁判で、原電社員が法廷内のやり取りを無断録音していたことが5月26日に報道された。裁判長らの許可なく録音することは民事訴訟規則違反になる。</p> <p>原電は敦賀原発で意図的なデータ書換えをした事業者である。東海第二原発関連では、内部告発によって明らかになった防潮堤の施工不良問題や中央制御室の火災を始めとした火災頻発の問題など、地元住民にとって不安材料だらけの事業者だが、今度は裁判でも不正に手を染めた。うっかりミスではない。この組織は違反や不正に対してどこまで不誠実で鈍感なのだろうと不信感が募る。信用度に大いなる疑問を抱かせるこの事業者が極めて危険な放射性物質を扱うのである。原電の不正に対する村長の受け止めを伺う。</p>		

質問事項 (件名)		答弁者
<p>要旨（具体的に）</p>		